

農業に関する提言

地方の重要産業である農業の持続的発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経営所得安定対策等の充実強化

- (1) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度の拡充や運用改善を図ること。
- (2) 米政策改革の推進に当たっては、米の需給及び価格の安定が図られるよう米価下落等に対するセーフティネットの充実を図ること。
また、主食用米の需要拡大と米粉用米や飼料用米等の生産・利用拡大について効果的な対策を実施し、農業者が安心して生産に取り組むことができるようにすること。
- (3) 水田活用の直接支払交付金については、農業経営に支障が生じることはないよう、支援施策の充実を図り、必要な予算を確保すること。
また、見直しが行われた同交付金の運用に当たっては、将来にわたり安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、5年を超える間隔で輪作体系を組んでいる農業者に十分配慮するなど、現場の課題を踏まえた適切な措置を講じること。
- (4) 収入保険制度については、一層の周知・啓発を図るとともに加入要件の見直し等、農業者が加入しやすい制度とすること。
- (5) 農作業の省力化や低コスト化による生産性向上へ向け、スマート農業技術の開発や活用を推進すること。

2. 肥料・飼料・燃料をはじめとする生産資材等の価格が高止まりする中、生産者の経営安定が図れるよう、今後も状況の推移を見つつ、これら価格高騰対策を継続・拡充すること。

3. 食料安全保障の強化に向け、肥料・飼料等を国内で安定的に確保、供給する体制を構築するとともに、コストを反映した適正な価格形成の実現に向けた理解醸成を図る取組を進めること。

4. 農地法制の見直しに伴う農地の確保と主体的なまちづくりの両立

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律の改正により、農用地区域の変更に係る国の関与の強化などが講じられることとなるが、農地の総量を確保したとしても、優良農地でさえ担い手の確保が困難な状況であることから、多様な農業人材の育成・確保に早急に取り組むこと。
- (2) 国と都道府県の面積目標の設定に当たっては、明らかに耕作条件が悪く営農が困難な農地を農用地区域に編入せざるを得ない場合や、既に優良農地は農用地区域に指定されており、新たな編入は困難である場合などもあることから、地域の実情に即し、現実を踏まえたものとする事。
- (3) 農用地区域からの集団的農用地の除外に係る要件を厳格化する措置については、現在、地域未来投資促進法の特例を活用した取組など、産業立地の際の土地利用転換の迅速化が進められている中であって、工業団地整備や立地企業の用地拡張、公共施設の再編など地域において進捗している取組を過度に阻害し、現場に混乱が生じることのないよう十分配慮すること。

5. 現下の円安環境を活かした農林水産物の輸出拡大に向け、海外展開に取り組む農林漁業者へのサポート体制を強化するとともに、必要な施設整備を促進すること。

6. 担い手対策等の推進

- (1) 改正農業経営基盤強化促進法により、目標地図を含む地域計画の策定などに伴う新たな事務や経費の増加が見込まれるため、地域の関係者に混乱が生じないように、引き続き、国の責任において丁寧な説明を通して周知を徹底し、役割分担を明確にするとともに、人的・財政的支援等の必要な措置を講じること。

また、農地中間管理事業を介した農地の貸借が円滑に行われるよう、制度の移行について、より一層の周知を図ること。

- (2) 認定農業者、経営継承者や集落営農組織等を育成・確保するためのサポート体制や研修の充実、農業経営基盤強化資金等の支援措置の拡充、河川区域での占用許可の新規参入者等への地位継承の緩和など担い手対策を推進すること。
- (3) 新規就農者育成総合対策については、交付要件の緩和や都市自治体の事

務負担の軽減等を図るとともに、認定新規就農者等に安定的かつ継続的な支援ができるよう十分な予算を確保すること。

- (4) 農業用機械・施設等の導入、整備、更新及び長寿命化に係る財政措置を拡充すること。

7. 貿易交渉に係る適切な対応

- (1) CPTPP協定、日EU・EPA、日米貿易協定及び日英EPA等の発効に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、体質強化や経営安定、輸出拡大等について万全の対策を講じること。

また、同大綱に基づく施策に係る財源については、既存の農林水産予算に支障を来さないよう確保すること。

- (2) 米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目について、引き続き再生産が可能となるよう必要な国境措置を確保するとともに、国内農林水産業の将来にわたる持続的発展、国際競争力の強化等に万全の措置を講じること。

8. 農業農村整備事業等の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、当初予算において必要額を確保すること。

- (2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策等を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。

- (3) 近年の激甚化・頻発化する豪雨災害にかんがみ、防災重点農業用ため池や田んぼダム等の整備、管理及び保全に関して十分な財政措置を講じること。

- (4) 荒廃農地の発生防止や解消に係る財政措置を拡充すること。

また、都市自治体が独自に実施する耕作放棄地解消を目的とした農業者支援に対し、必要な支援を行うこと。

- (5) 農業集落排水施設の老朽化に伴う施設更新を推進していくため、十分な予算を確保すること。

9. 農山村の活性化

- (1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう拡充や運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。

また、中山間地域等直接支払交付金の加算措置については、都市自治体が計画している事業実施に支障をきたすことがないように、必要な予算を確保すること。

- (2) 中山間地域や棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域等、農山村の振興・活性化のための支援措置を拡充すること。

また、世界農業遺産に認定されている地域の保全・継承に向けた支援措置を講じること。

- (3) 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化に係る財政措置を拡充すること。

10. 鳥獣被害対策の充実強化

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。

また、鳥獣被害対策については、地域の実態に即した取組への支援や被害を受けた農業施設復旧、防護柵の更新、ICTを活用した取組等が効果的に推進できるよう十分な予算措置を講じること。

- (2) 有害捕獲に係る捕獲活動経費及び捕獲機材の導入経費に対する補助の上限単価の引上げや捕獲確認の簡素化等を図るとともに、捕獲等に必要な技術研修等への支援措置を拡充すること。

- (3) 安全・安心なジビエ供給体制の整備など、捕獲した野生鳥獣肉の利用拡大に係る施策を推進すること。

- (4) 有害鳥獣対策については各地で対応に苦慮しており人身被害も急増していることから、市街地及び人里へ出没したクマ類等の捕獲に当たっては、捕獲従事者の安全を図り、確実かつ迅速に捕獲できるよう、緊急時における鳥獣保護管理法第38条に係る銃器の取扱いを見直すとともに、運用基準を明確化すること。

また、現場の状況に応じた適切な方法での捕獲が可能となるよう、必要な機材や人材の配置及び指揮系統の構築等の体制整備を図ること。

11. 病害虫のまん延防止のための、総合的な防除対策を強化するとともに、病害虫に強く収益性に優れた品種開発に取り組むこと。

12. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

(1) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進するとともに、需要の維持・創出に向けた消費喚起策を長期的に講じること。

また、飼料の価格高騰対策を継続・拡充するとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。

(2) 生産コストの削減などにより、収益力や生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

(3) 産業動物獣医師、家畜人工授精師の確保及び人材育成に向けた積極的な支援を行うこと。

13. 家畜伝染病対策の充実強化等

(1) 海外からの家畜伝染病については、国内侵入を防止するため、検疫体制の強化など、水際対策を一層強化・徹底すること。

(2) 都道府県が行う高病原性鳥インフルエンザやCSF（豚熱）等の防疫措置に協力する都市自治体の人件費については、十分な財政支援を講じること。

また、事業者自らも作業員の確保に努めるなど、防疫作業に積極的に協力するよう国において指導すること。

(3) 家畜伝染病の発生により、影響を受けた畜産事業者に対して十分な財政措置を講じること。

(4) CSFの終息に向け、野生イノシシによるCSF感染拡大防止を図るための防疫措置など、総合的なCSF対策を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。

14. 主要農作物種子については、これまでの体制を生かした優良種子の生産・普及が引き続き可能となるよう、十分な財政措置を講じること。

15. 有機農業の推進のため、みどりの食料システム戦略推進交付金については、有機農業実施計画期間内を交付対象とするとともに、十分な財源を確保し、販路拡大等の支援を行うこと。

16. 大規模自然災害の被災地における農業者が早期に営農を再開できるよう災害復旧事業を柔軟かつ弾力的に運用するとともに、改良復旧事業について更なる推進を図ること。
また、局地的な災害に対する農林漁業施設の復旧に係る必要な措置を講じること。